

キャッシュレス決済の導入を前提とした  
POSレジの導入に関する公募型プロポーザル実施要領

キャッシュレス決済の導入を前提としたPOSレジの導入を行うにあたり、事業者の選定を行うため、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

## 1 趣旨

キャッシュレス決済の導入を前提としたPOSレジの導入により、市内に11か所設置している市民センター及び石川分館の窓口における手数料等の支払における市民の利便性と、公金の取扱事務における事務の効率化を図ることを目的としており、より効果的・効率的な仕組みの提供を行い、安定した運用に必要なノウハウを有する事業者及び製品をプロポーザルにより選定する。

なお、本プロポーザルについては、【POSレジの調達に係る提案】と【指定納付受託者による収納事務委託に係る提案】の、大きくは2種類の提案事項を含む、総合的な提案を求めるものである。

## 2 POSレジの調達に係る提案

(1) 提案を募集する機器等の名称

POSレジ機器一式(20台)

(2) 調達する機器等の概要

別紙「キャッシュレス決済の導入を前提としたPOSレジ 導入仕様書」の通り。

(3) 機器等の利用期間

機器等の利用期間(60か月)

2024年(令和6年)1月1日 から

2028年(令和10年)12月31日 まで

※期間満了後に別途、再リース契約を行う可能性がある。

(4) 機器等の調達にかかる提案上限額

POSレジ機器等の調達費(機器等本体・保守費用・付帯するサービス等の利用料・設置等に伴う各種経費・リース契約を念頭に置いた想定リース利率(1.85%)・消費税及び地方消費税(10%)を含む。)

60か月総計 82,800,000円

※月額 1,380,000円

## 3 指定納付受託者による収納事務委託に係る提案

(1) 提案を募集する内容

指定納付受託者による収納事務の委託に関すること

(2) 要求仕様

別紙「指定納付受託者による収納事務委託仕様書」の通り。

(3) 事業申し込み時期

事業申し込み時期については、優先交渉事業者と調整のうえ決定する。  
※なお、原則として、契約の期間はPOSレジの期間と同様とする。

(4) 収納事務委託の開始時期

2024年（令和6年）1月上旬以降（予定）

(5) 収納事務委託に係る費用の提案上限額

キャッシュレス決済端末の設置に係る諸費用（提案における必要数の機器本体の利用料もしくはこれに相当する費用、初期設定等に係る事務手数料等の総計（消費税及び地方消費税（10%）を含む。））

初期費用合計 2,687,000円

※導入費用及び利用に必要な経費と、令和5年度の保守費用を含む。  
ただし、実際に収納を開始した後の決済手数料及び振込手数料は含まない。

なお、立替払いに係る手数料の料率および決済端末機器に係る費用は、選定にあたっての評価の対象とする。

また、この金額は契約予定価格を示すものではないので注意すること。

#### 4 プロポーザル参加資格要件

(1) 地方公共団体の窓口において、すでに導入・運用、役務の提供等に係る実績が存在しており、2023年（令和5年）4月1日時点において、POSレジについては、キャッシュレス決済と機能上の連動がなされたうえで運用実績を有すること。（機器同士の機能面の連動を行わない導入事例や、開発中における試行及び仮稼働中の実績は、実績に含めないこと。）

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 「かながわ電子入札共同システム」による令和5・6年度競争入札参加資格者名簿に登載の事業者については、公表日以後に藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。登載のない事業者についても、指名停止と同等の事項が発生していないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者でないこと。（更正手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てをしている者であっても、更正

計画の許可が決定された者又は再生計画の許可の決定が確定された者を除く。)

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用していない事業者であること。
- (6) 納付すべき国税及び地方税に滞納がないこと。

## 5 プロポーザル参加資格の喪失

本プロポーザルの実施要領の公表日以後に、公正な競争を阻害する行為があったと「キャッシュレス決済の導入を前提としたPOSレジの導入に関する公募型プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）が認めた者は参加資格を失うものとする。

## 6 プロポーザル実施スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。（いずれも2023年中）

項目	日程	提出資料等
実施要領の公表・公布	5月24日(水)	
参加表明書等の提出期限	6月7日(水)	参加表明書（様式第1号） ・参加表明書に記載されている添付書式 ・暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約書（様式第2号） ・契約実績報告書（様式第3号）ほか
質問書の提出期限 （参加表明業者→市）	6月7日(水)	・質問書（様式第4号）
質問書の回答期限 （市→参加表明業者）	6月14日(水)	・任意様式にて回答
参加資格確認結果通知期限	6月14日(水)	・参加資格確認結果通知書 （様式第5号・様式第6号）
提案書の提出期限	6月26日(月)	・提案書（様式自由） ・見積書 （様式第7-1号・様式第7-2号・明細内訳書） ・キャッシュレス決済に係る取り扱いブランド及び手数料率一覧（様式第7-3号） ・審査項目一覧表（様式第8号）
プレゼンテーション審査対象提案者にかかる通知	6月30日(金)	・プレゼンテーション審査開催日程通知書（様式第9号）

プレゼンテーション及びヒアリング(予定)	7月上旬(予定)	
選定結果の通知(予定)	7月上旬(予定)	・選定結果通知書(様式第10号・様式第11号)

## 7 各項目の事務手続き

### (1) 事務の受付及び実施

- ア. 本プロポーザルに係るすべての事務及び受付は事務局で行う。
- イ. 受付時間は平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- ウ. 本プロポーザルの内容等に関する事前説明会については行わない。

### (2) 事務局

担当課 藤沢市企画政策部デジタル推進室  
 担当 デジタル推進担当  
 郵便番号 251-8601  
 住所 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1  
 電話 0466-50-8261  
 メールアドレス fj-dxs@city.fujisawa.lg.jp

### (3) 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加を希望する者は参加表明書等を次のとおり提出すること。

- ア. 提出期限  
2023年(令和5年)6月7日(水)午後5時まで(必着)
- イ. 提出先及び提出方法  
持参、もしくは事務局へ郵送(「特定記録郵便」、「簡易書留」、「書留」のいずれかの方法に限る)により提出すること。なお、いずれの方法の場合も、提出期限を遵守すること。
- ウ. 提出書類 ※「かながわ電子入札共同システム」による令和5・6年度競争入札参加資格者名簿に登載の事業者については、(イ)dからfの書類の提出を省略できる。
  - (ア) 参加表明書(様式第1号) : 1部
  - (イ) 参加表明書に記載されている各種書類 : 各1部
    - a 会社概要(パンフレット等)
    - b 暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約書(様式第2号)
    - c 業務実績報告書(様式第3号)及び実績に係る契約書等の写し
    - d 定款及び登記簿謄本
    - e 財産的基礎を有することを証明できる書類(直近に作成された決算書等)
    - f 法人税、法人事業税、法人県民税、法人市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の納税証明書

(4) 質問の受付及び回答の実施

仕様書等の内容に対する質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。なお、電話等による質問は受け付けない。

ア. 提出期限

2023年(令和5年)6月7日(水)午後5時まで(必着)

イ. 提出先及び提出方法

事務局へは電子メール(必ず送達確認のため事務局へ連絡を入れること。質問書をファイル添付し、ファイルサイズは2MB以下で送信すること。)により提出すること。

ウ. 提出書類

質問書(様式第4号)

エ. 事務局からの回答期限

2023年(令和5年)6月14日(水)

オ. 回答方法

藤沢市公式ホームページ上で回答する。なお、回答に対する再質問は受け付けない。

(5) 参加資格の確認及び結果通知書の送付

事務局は参加表明者に対して、参加表明書等の提出書類により、参加資格要件を満たしているか確認する。確認後、参加の可否を参加資格確認結果通知書(様式第5号・様式第6号)により2023年(令和5年)6月14日(水)までに電子メールにて発送する。

(6) 提案書等の提出

本プロポーザルに係る提案書等を次のとおり提出すること。

ア. 提出期限

2023年(令和5年)6月26日(月)午後5時まで(必着)

イ. 提出先及び提出方法

持参、もしくは事務局へ郵送(「特定記録郵便」、「簡易書留」、「書留」のいずれかの方法に限る)により提出すること。なお、いずれの方法の場合も、提出期限を遵守すること。

ウ. 提出書類

(ア) 提案書(様式自由) : 原本1部 写し6部

(イ) 見積書(様式第7-1号・7-2号)及び見積内訳書 :  
原本1部 写し6部

(ウ) キャッシュレス決済に係る取り扱いブランド及び手数料率  
一覧(様式第7-3号) : 原本1部 写し6部

(エ) 審査項目一覧表(様式第8号) : 原本1部 写し6部  
※提案の概要を簡潔に記載すること。

(7) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション及びヒアリングについては、次のとおりとする。  
なお、提案書提出者が4者以上の場合は、提出された書類に基づき、

書類審査の評価を算出し、上位3者までがプレゼンテーションを実施できるものとする。

※書類審査及び見積金額の評価が同点の場合については、書類審査の点数が高い提案書提出者を優先するものとする。

※キャッシュレス決済に係る取り扱いブランド及び手数料率一覧（様式第7-3号）に記載されたブランド等の総数が、規定数に満たないなど、要件を満たさないものと判断される場合は、プレゼンテーションを実施することができない。

ア. 通知等

プレゼンテーション審査に参加できる提案書提出者に対しては、プレゼンテーション審査開催日程通知書（様式第9号）を、また、上位3者に選出されなかった提出者に対しては、事務局から選定結果通知書（様式第11号）を、それぞれの提出者に対し2023年（令和5年）6月30日（金）までに電子メールにて発送する。

イ. プレゼンテーション審査の実施日程

2023年（令和5年）7月上旬（予定）

※実施の順番については、提案書を受付した順の逆の順番とする。

ウ. 出席者

4名以内

※提案する機器等の操作につき一連の説明をすることが可能な者を出席させること。

エ. 提案者の持ち時間（合計60分）

（ア）事前準備 5分

（イ）プレゼンテーション 35分以内

（ウ）ヒアリング 15分程度

（エ）片付け 5分

オ. 留意事項

（ア）プロジェクター（パソコン出力はHDMI端子のみ可）、スクリーン、電源は市が用意する。その他に必要なものがある場合には申込事業者が用意すること。

（イ）プレゼンテーション及びヒアリング時にスクリーンに投影可能な資料等は、提出された資料及びシステムのデモ環境のみとする。

（ウ）プレゼンテーション及びヒアリング実施日当日の資料の追加・変更は認めない。

（8）選定結果の通知

選定結果については次のとおり通知する。

ア. 通知日

2023年（令和5年）7月上旬

イ. 通知方法

郵送にて通知する。（様式第10号又は様式第11号）

## 8 優先交渉権者の選定

- (1) 委員会により提案書等について審査を行い、最も高い評価点を得た提案者を、本件に係る優先交渉権者として選定する。また、次に評価点が多い提案者を第2位順位交渉事業者とする。
- (2) 提案者が1者のみの場合（複数者から提案があったが、失格等の理由により結果として審査対象が1者となった場合を含む）は、市が設定する基準点（全審査項目の合計点の6割）を超えている場合に限り、当該提案者を優先交渉権者とする。
- (3) 審査については、「キャッシュレス決済の導入を前提としたPOSレジの導入に関する公募型プロポーザル審査委員会審査要領」に基づき、評価を行なう。
- (4) 優先交渉権者との協議により、やむを得ない事情により提案内容を採用できない場合は、第2位順位交渉事業者を優先交渉権者に繰り上げる。

## 9 プロポーザルの提案内容

- (1) 本プロポーザルの提案においては、別添の「キャッシュレス決済の導入を前提としたPOSレジ導入仕様書」と「指定納付受託者による収納事務委託仕様書」、及び審査項目一覧表（様式第8号）に記載の評価項目に留意し、提案書の作成を行うこと。
- (2) 提案書に盛り込む情報量の多寡は問わないが、要点を絞ったものとし、ページ数が過大とならないように構成すること。また、資料はA4版、おおむね表紙・目次を含め両面30ページを上限とすること。また、見読性に配慮し、フォントサイズは12ポイント以上とする。A3は折り込み可とするが2ページ換算とすること。

## 10 見積書

- (1) 見積書については、次の項目についてそれぞれ作成すること。
  - ア. POSレジ機器等の調達費（機器等本体・保守費用・付帯するサービス等の利用料・設置等に伴う各種経費・リース契約を念頭に置いた想定リース利率（1.85%）・消費税及び地方消費税（10%）を含む。）について、所定の様式（様式第7-1号）に記載し提出すること。
  - イ. キャッシュレス決済端末の設置等に係る費用等
    - (ア) 導入にあたっての初期費用  
キャッシュレス決済端末の設置に係る諸費用（提案における必要数の機器本体の利用料もしくはこれに相当する費用、初期設定等に係る事務手数料等の総計。（消費税及び地方消費税（10%）を含む。））について、所定の様式（様式第7-2号）に記載し提出すること。
    - (イ) キャッシュレス決済手数料  
キャッシュレス決済の手段として提案する決済サービスのブラン

ド及び手数料率について、所定の様式（様式第7-3号）に記載し提出すること。なお、手数料率の算出にあたっては、「指定納付受託者による収納事務委託仕様書」の別表を参考とすること。

- (2) 見積書については、見積内訳書（任意書式）により、明細を添付すること。

### 1.1 契約について

POSレジ機器の調達と、指定納付受託者による収納事務委託に係る契約は別に行う。

- (1) POSレジ機器の調達に係る契約

POSレジ機器については、本プロポーザルの優先交渉権者の提案する機器等を賃貸借物件とした賃貸借契約により調達を行うが、調達にかかる契約相手方は、本プロポーザルの終了後に別途実施する入札により選定を行うため、留意すること。

- (2) 指定納付受託者による収納事務委託に係る契約

指定納付受託事務に係る契約については、本プロポーザルの優先交渉権者の提案する事業者と市が直接契約を締結する。契約にあたっての書面については、優先交渉権者が用意し、条件等の補足事項を定めた覚書を合わせて締結する。

### 1.2 プロポーザルの延期等

本プロポーザルを公正に執行することができない状態にあると委員会が認めるときは、本プロポーザルを延期または中止することがある。

なお、延期または中止した場合においても、参加に要した費用について、藤沢市は負担しない。

### 1.3 失格に関する事項

次の各号に該当するときは、その事業者の提案は失格とする。

- (1) 提出物に虚偽の記載があるとき
- (2) 優先交渉権者の選定時点において、本実施要領の「4 プロポーザル参加資格要件」に掲げる資格のない事業者が提案したとき
- (3) 必要書類の提出方法、提出先、受付期間が、本実施要領の「7 各項目の事務手続き」に適合しないとき
- (4) 複数の提案書を作成し、提案したとき
- (5) 提案に関して、談合等の不正行為があったとき
- (6) その他、市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反していることが判明したとき

### 1.4 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。



- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 業務上知り得た秘密は他に漏らしてはならない。
- (4) 藤沢市が提供若しくは貸与した資料等は本プロポーザル以外に使用することはできない。
- (5) 提案書を提出するに当たり、他者の協力を得た場合はその旨を提案書に明記すること（参加者とシステム事業者が異なる場合等）。
- (6) 審査に係る問い合わせには応じない。
- (7) 審査方法及び審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (8) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (9) 審査結果については、藤沢市公式ホームページで公表するものとする。
- (10) 提出された提案書の著作権は、提案の採否に関わらず、提案書を提出した事業者に帰属する。ただし、藤沢市が公表等にあたり、修正等が必要と判断した場合には、藤沢市は、無償で使用及び修正できるものとし、あわせて、提案書を提出した事業者は、著作者人格権を主張しないものとする。なお、提出書類は、本業務以外の目的で使用することはないが、提案書は、「藤沢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出される書類において、法人に関する情報に該当するものには、その旨を明記し、該当する部分を明らかにすること。
- (11) 参加申込書を提出した後、参加を取り下げる場合は、辞退届を、辞退届（様式第12号）で提出するものとする。

以 上